

社会福祉法人大月町社会福祉協議会

役員・評議員及び心配ごと相談員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大月町社会福祉協議会の理事・監事及び心配ごと相談員等の報酬に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事・監事及び心配ごと相談員等に報酬を支給する。

- (1) 会長の報酬額は、年額500,000円とする。
- (2) 会長以外の理事及び監事は、年額50,000円とする。
- (3) 理事会及び評議員会における理事・監事・評議員の報酬については、日額4,000円とする。
- (4) 心配ごと相談員の出務日の報酬は日額4,000円とする。ただし、行政書士などの専門相談員については、日額15,000円とする。
- (5) 評議員選任・解任委員会における委員の出務日の報酬は日額4,000円とする。
- (6) 社会福祉大会等における講演の講師料は30,000円(税引き後)を限度とする。ただし講師により規定の範囲を超える場合には、会長が別に定める。
- (7) 各種講座及び研修等における講師の講師料は一律3,000円(税引き後)を限度とする。ただし、講師により規定の範囲を超える場合には、会長が別に定める。

(支給日)

第3条 理事及び監事の年報酬の支給日は、年度末の理事会において支給する。その他理事会等日額報酬については当日支給とする。

(支給方法)

第4条 理事及び監事の報酬は、新たに就任した日から支給し、任期満了による退任又は死亡等によってその職を失った場合には、その年の年度末又は属する月まで支給する。
2 退任した者がその月内に再びその職に就任した場合には、引き続き在職しているものとみなし、その月の報酬は、重ねて支給しない。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 3 この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 4 この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。(社会福祉法改正による一部改正)
- 5 この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。(一部改正)